

あるべき税制に関する委員会

あるべき税制委員会（第4回）の概要

1月23日、経団連会館にて第4回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、一橋大学佐藤主光助教授より、別添のペーパーに基づき、「地方法人税の課題」と題する問題提起を頂き、その後質疑応答に入りました。

佐藤報告は次の通りです。

わが国はグローバル経済の中心に組み込まれている中で、先進国やアジア諸国では法人税引き下げ競争が行われており、わが国だけが一定水準の法人実効税率を維持することは難しく、わが国としても、他の諸外国並みの実効税率水準にあるかどうか、常にチェックする必要がある。

わが国の法人税負担は、国税・地方税合計で39.5%と、諸外国に比べて高い水準となっているが、その原因として、地方の法人2税(法人事業税、法人住民税)が高止まりしていることが挙げられる。

法人2税は、法人所得を課税標準とすることから、税収の変動性、税源の偏在性が大きい。この問題が表面化しなかったのは、地方交付税制度により、地方公共団体の財源収支が保証されているためである。今後地方交付税が削減されていけば、問題が表面化する可能性は高い。そこで、税制の抜本の見直しが行われる際には、国から地方への税源移譲の問題や更なる地方分権の進展とあわせて抜本的な見直しが必要である。

先進国に目を転じると、G7諸国で、地方税として法人税を課している国は、米国とドイツとカナダの3カ国(いずれも州税)、そして日本の4カ国であるが、わが国以外の3カ国はいわゆる連邦国家(州が集まって国家を形成した)で、単一国家である英国やフランス、イタリアには地方税としての法人税はない。

地方税としての法人税の問題点は、第1に、景気変動による税収の変動が大きく不安定で、不安定性は、交付税で補填される地方の市町村というより、都市部の自治体に起きる。第2に、地域間での税源の偏在が激しい。第3に、そもそも法人税は誰が負担しているかわからず地方自治の根幹の考え方に合わない。第4に、地方税の望ましいあり方として、課税ベースが地域間で容易に移動しないことであげられるが、法人2税は、簡単に課税ベースが移動するので、日本の中で企業を招くための税の引き下げ競争が生じ、どの自治体も税収を上げられないという「有害な税の競争」を生じさせる。

望ましい地方税の条件として、一般的に、収入の安定性、地域間での偏在が少ないこと(普遍性)、課税ベースが地域間で移転しないこと、住民と自治体に受益・負担の緊張感が生じること(応益性・限界的財政責任)の4つがあげられるが、わが国の法人2税は、この点地方税としてふさわしいかどうか根本的な疑問がある。

そこで、法人事業税の消費税法化、法人所得税の共同税法化、国と地方の税源の交換等大き

あるべき税制に関する委員会

な議論をしていく必要がある。

このような説明に対して、委員間で次のような議論が行われました。

- ・ 法人事業税や住民税の分割基準も見直すべき
- ・ 外形標準課税は結果として大企業の税負担を軽減した
- ・ 住民税を共同税化して交付税原資とするという考え方は大変興味深い
- ・ ただし交付税が大きくなりすぎるのは問題ではないか
- ・ 地方公務員の給与が国家公務員より相当高い水準にあることは問題。ここに法人2税を引き下げる財源があるのではないか
- ・ 配分基準を見直すと、交付税が減るので、ここにも減税財源が生まれる
- ・ 地方自治体の課税自主権はきわめて発揮されていない。個人住民税の引き上げなどやっている自治体はない。この結果法人に偏る安易な課税になっている。
- ・ 住民が受益と負担について関心を持つような税制が必要

報告の内容及び資料等につきましては、会員限定のメールマガジン「日本租税総合研究所あるべき税制に関する委員会・国際課税委員会レポート」で紹介されております。